

公益財団法人木下記念事業団  
令和8年度学部奨学生(2年生以上)推薦要領

1 申請資格 弊事業団 HP 奨学資金規程(以下「規程」)第3条参照

- (1) 申請資格を有する大学の学生
- (2) 学業成績が優秀、かつ、心身ともに健全である者
- (3) 経済的理由により修学に困難があると認められる者
  - ・「経済的理由」の目安とする「主たる生計維持者」の年収は概ね次の通りです。

給与収入	7,000,000円
事業所得	4,900,000円

(例) 主700万+従300万 世帯年収1,000万・・・推薦可

- ・保護者(※1)の保有する資産額(※2)の合計が2,000万円未満であること。
  - ※1 保護者とは、父母又はそれに代わる扶養者を指します。
  - ※2 資産とは、現金やこれに準ずるもの(金・銀等、預貯金、有価証券)及び投資用資産として保有する土地等の不動産を指します。  
ただし、自宅として保有する不動産は含みません。株を保有している場合は、時価で計算をしてください。
- (4) 他の機関による、給付形式の奨学金の支給を受ける予定のない者
  - ・授業料の免除・減免及び成績優秀者等に支給される単発の奨学金は可能です。
  - ・日本学生支援機構の給付型奨学金に採用中の学生は、弊事業団の奨学生に採用となった際は「停止手続き」を行って下さい。
- (5) この規程に定める書類等の提出義務を誠実に履行する者及び
- (6) 日本国籍を有する、昼間部に通う学部2年生以上の者。編入による1年目の学生は除きます。
- (7) 令和8年4月1日現在25歳未満で未婚の者

2 奨学資金

- (1) 支給期間：令和8年4月から正規の履修課程の終期まで
- (2) 支給額：年額72万円

3 提出書類

- (1) 学部奨学生申請書
  - (2) 学部奨学生推薦書
  - (3) 学部奨学生調書
  - (4) 個人情報の取扱いに関する承諾書
  - (5) 貴学の成績証明書
  - (6) 健康診断書(令和8年度受診)学内健診のもので結構です。
    - ※ 発行の関係で出願締切を過ぎる場合は、別途ご送付ください。  
6月20日以降の場合はご連絡をお願いいたします。
  - (7) 所得を証明する書類
    - ①全ての保護者の令和7年所得証明書(所得・課税)の原本  
(内容は令和6年分「令和6年1月1日～12月31日」の状況)
      - ※ 無収入でも必要です。
      - ※ 住民税(市町村民税)決定通知書は不可。
    - ②令和7年源泉徴収票コピー(給与収入の有る方は必ず)
    - ③令和7年確定申告書全頁のコピー(確定申告をした方は必ず)
      - ※ 該当の書類を保護者である父母共に提出してください。  
↳ ひとり親世帯や、父母以外の場合は扶養者の方等
- ※ 収入が有り確定申告をされた場合は①②③全てが必要です。(裏面へ続きます)

(8) 住民票の写し（役所等で発行したもの）

学生本人、同一世帯の家族、続柄及び本籍地が記載されているもの。

※ 家族の元を離れ住民票を移動している学生は、家族が記載されている住民票の除票も提出してください。その場合、「学生本人の移動先の住民票・除票・家族の住民票」が必要です。

(9) 感想文

事業団 HP の「トップページ」「理事長挨拶」及び「設立の趣意」を読んだ感想文（1000 字程度、A4 縦向き・横書き、大学名、氏名）を提出してください。

4 出願締切日 令和 8 年 5 月 1 0 日（日）必着

推薦する学生がない場合は、その旨のご連絡をお願いします。

5 採用内定通知 令和 8 年 6 月下旬 貴学に通知予定

6 正式採用通知 令和 8 年 7 月中旬 貴学に通知予定

7 奨学資金振込（前期分）令和 8 年 8 月上旬 振込予定

（後期分）令和 8 年 1 0 月下旬 振込予定

8 留意事項

(1) 推薦に際し、経済的理由の目安とする主たる生計維持者の年収基準を超えるが、扶養家族が多い等「特段の理由」がある場合は、事務局までお問い合わせ下さい。

(2) 木下記念事業団の奨学生 OB、寮生（OB 含む）も応募可能です。

ただし、現役寮生に限り、主たる生計維持者の年収基準は「概ね 500 万円以下」です。